



司法審査が児童相談所業務 にもたらす変革について

「一時保護に求められる透明性に対する取組」

※本スライドは子ども家庭庁の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」の概要をNotebookLMで要約し、その資料を参考にして作成しています。

この題目にした理由

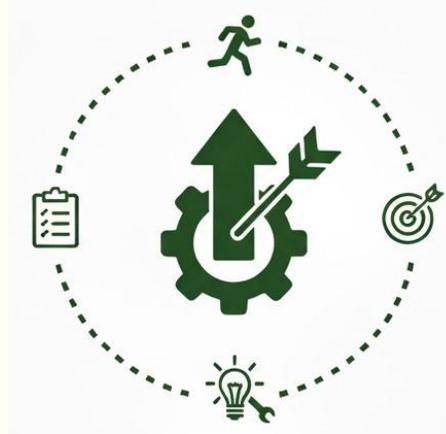
- 今年度から取り組みを始めた「司法審査制度」
- 初めてのことなので、どこも手探りの状況
- 現在の課題と合わせてどのように取り組んでいったのか紹介したかった。

発表内容概要

説明



#児童相談所の
業務
#司法審査につ
いての概要



実践

#所内での取組
#フォーマット作成
とシミュレーション



#制度が
始まって
#振り返り

検証



説明

#児童相談所の業務
#司法審査制度

児童相談所の業務： 通告から一時保護までのフロー

Phase1: 通告等



189 (通告・相談)



警察からの通告



市町村からの送致



家族・本人

Phase2: 受理



即時リスクアセスメント・
安全確認方法の決定

Phase3 : 対応

緊急性判断

方針決定

一時保護
を実施

専門職協働：子どもの命を守る「チーム力」



保健師 (Medical/Health)

- ・乳幼児の発育・健康状態の評価
- ・精神保健上の支援
- ・医療連携



警察官 (Safety/Legal)

- ・迅速な安全確認と介入
- ・犯罪性の判断(司法面接等)
- ・面前DVへの対応

目的: アセスメントの精度を高め、介入判断の遅れを防ぐ

専門的アセスメント：総合判断への4つの視点



社会診断 (Social)

「虐待の事実確認をする」
「子どもや親の生い立ちとその取り巻く家庭環境等を調べる」等



医学診断 (Medical)

「身体や心の状態を診察し、傷と虐待の関連性を評価する。」等



心理診断 (Psychological)

「子どもの心の発達状態を調べる。」
「親子の愛着形成の評価する。」等



行動診断 (Behavioral)

「一時保護所での
毎日の過ごし方(食事・睡眠・対人関係・
学習到達度などを評価する。」等

総合診断

制度変革の背景：司法判断が突きつけた「行政の課題」



大阪高裁判決（2023）

「漫然とした継続」と「面会制限」の違法性

家裁判断後も漫然と保護を継続し、合理的理由なく面会を制限したことは違法。賠償命令（約220万円）が確定。



東京地裁判決（2015）

「調査の不備」と「目的のすり替え」

虐待の疑い（アザ）が医学的に否定された後、「養育環境の改善」と目的を変えて保護を長期化させたことは違法。

一時保護制度の移行：行政裁量から司法審査へ

改正前 (Before)

- ①親権者等の同意がある場合
 - ②親権者等がない場合
 - ③7日以内に保護を解除する場合
- 知事
以外は・・・

改正後 (After)



司法審査

裁判官による「一時保護状」の発付

透明性・客観性の確保

一時保護が7日を超える場合、司法審査が必須となる。

司法判断：一時保護で必要な「2つの要件」



要件① 府令該当性

内閣府令の定める「7つの類型」のいずれかに該当すること

1	児童虐待	2	司法・警察関連
3	他害・自傷	4	児童の保護の求め
5	保護者不在	6	保護者の保護の求め
7	その他(過重要件)		

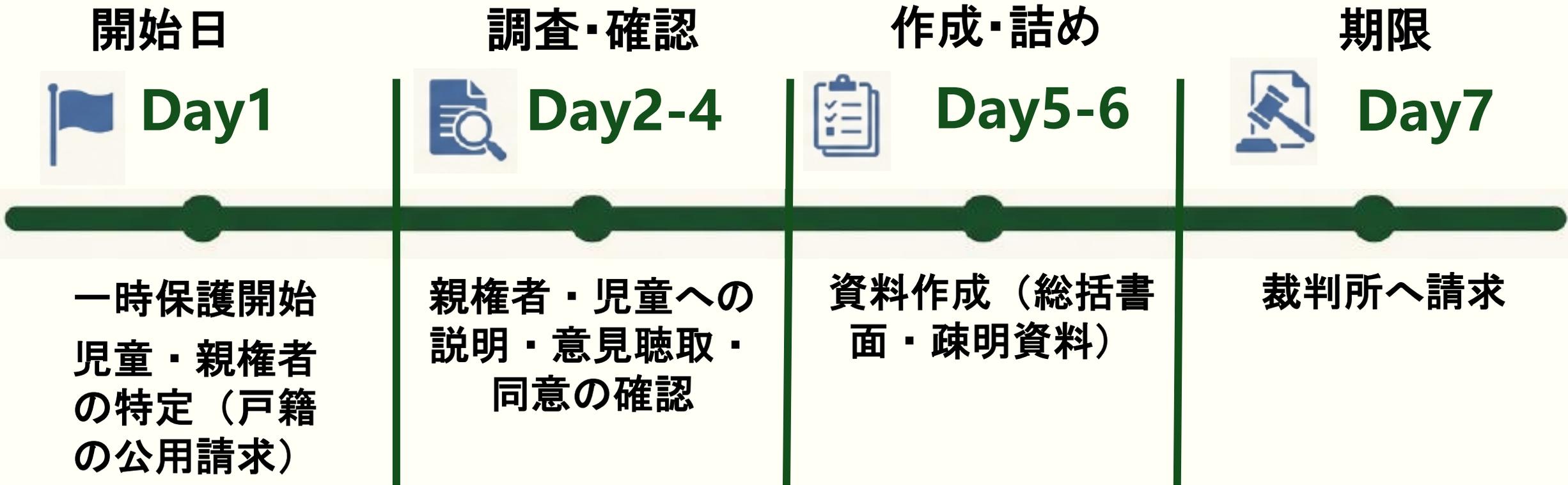


要件② 一時保護の必要性

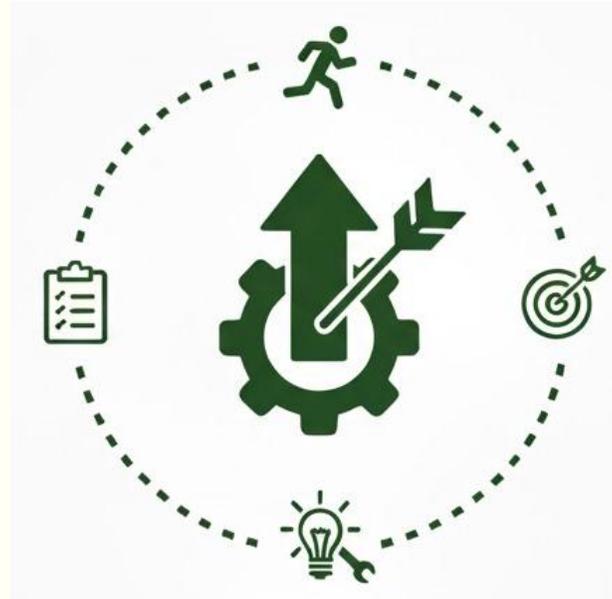
児童の安全確保やアセスメントのために「必要がある」と認められること。

裁判官はこの2点が両方満たされているかを審査する。

7日間のタイムライン：時間との戦い



期間計算：土日・祝日・年末年始も「7日間」のカウントに含まれる。
期限が休日でも請求は必要。



実践

#所内での取組
#フォーマット作成とシミュレーション

司法審査実施に向けて取り組んだこと

「手探りの状況からのスタート…」



対策チームの立ち上げ

- ・一時保護対応が想定される班(1・2班)から数名選出。
- ・対策チームの定例会設定。
- ・今後のスケジュール確認。
- ・役割分担(研修・シミュレーション等)。



②説明資料・活用資料の作成

- ・緊急受理会議時に活用するフォーマット作成
- ・児童・保護者への説明フォーマット、提出資料(他児相との説明方法・活用資料を参考に)



①関係機関との調整

- ・市町:制度の周知、戸籍請求の対応・申請ルートの確認。
- ・警察:制度説明と対応調整。



③職員への周知

- ・職員の所内研修の設定
- ・実際の動きを想定した練習(受理⇒資料作成)

ツール①：緊急受理会議時に使用するフォーマット

協議するポイント

・会議での協議するポイントが明確化され、円滑に協議できるようになった。
例) 府令該当性、一時保護の必要性、資料の締め切り、誰が何をやるか

一時保護状請求手続きに関する当面の実施フローチャート/チェックリスト

※記載しない項目はすべて

緊急受理会議

◆申請書面 (9)

- 一時保護状請求書
- 総括書面
- 児童を特定する資料
 - ・戸籍謄本、住民票の写し、療育手帳、カードの表面、母子健康手帳等
- 親権者を特定する資料
 - ・戸籍謄本
- 請求者
 - ・児童相談

◆全票付け資料 (請求日までに準備できず※対象事業について該当する資料)

- 児童や保護者の言動、児童相談所などが記載された児童記録票、ケース室
- 医療機関、市町、学校等とのやり取り記録
- けが等の写真
- 診断書、カルテ、医療情報提供書等
- 通告書、送致書等
- 相談受付票 (通告受理票)

◆事業継続時の場合

- 一時保護の開始を裏付ける資料
 - ・一時保護決定通知書 (府令該当性及びケース記録)

※一時保護の開始日とは、児相の一時保護、児童をその保護下に置いた日 (移送の開始、待機の開始、身柄を引き等)。

※親権者等特定事務 (市町へメールで依頼・フォーマット)

親権者等特定担当者

裏面へ

・リスクアセスメント
・府令該当性/一時保護の必要性
・一時保護の要否決定

【府令
(児童福
5条の3)

一時
 総括
 児童
・戸籍謄
カードの

【一時保護の必要性】

までに

完了日
を記入

マイナンバー

ツール②：児童・保護者への説明資料作成

児童福祉法に基づく一時保護に

2 一時保護開始後の流れ

保護者

児童相談所で面接をしたり、家庭訪問を行ったりして調査を進めます。

調査内容としては

← 一時保護に至ったできごとについて

← これまでの養育について

← 子どもや保護者の生活歴・成育歴、家庭環境、家族の状況

← 親族や保育所・学校・市役所など関係機関との関わりやサービス等の

← 活用状況

…などがあります。

★他に必要があれば親族や、関係機関などへの聞き取りなども行います。

・保護同意の有無確認や、コピーを持ち帰ってもらえるように工夫。

・司法審査制度についても併せて説明できるような形をとっている。

子ども

一時保護中の生活

生活場所では、職員が子どもたちの生活を見守り、年齢に合わせた余暇

は家族にとってもいいのか

を考え、改善策を決めて、

★一時保護解除後は、共有し

た改善策に沿って、児童

相談所や関係機関が保護者

・今後の流れについて

・児童の過ごし方について

職員への周知（所内研修）

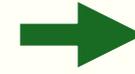


＜所内研修＞
R7. 2月、4月の
2度実施。

＜感想＞

- ・具体事例を踏まえ練習できよかった。
- ・Q&Aなどを確認しておくことが必要だということを再確認した。

⇒実際にやってみて気づくことがあつたり、複数人で意見を持ち寄ることで新たな視点が見つかった。



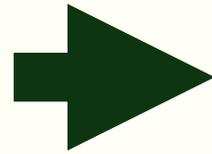
- ・府令該当性のポイントを解説
- ・感想、振り返り

シミュレーションの実施

- 一時保護発生を想定し、実際のスケジュールに合わせて職員の動きの確認



- ・府令該当性
- ・保護の必要性
- ・役割分担(フォーマットに沿って決定)



資料作成

- ・一時保護状請求書
- ・一時保護状の請求に係る統括書面

戸籍請求

- ・提出する場所の確認



<感想>

- ・総括書面について、これまで関わっていない職員も触れることができた ⇒ 記録の重要性
- ・府令該当性や一時保護の必要性を念頭に置いた対応が必要



検証

#制度が始まって
#振り返り

司法審査開始後の動き



対応実績

⇒あり。現時点では他
児相より少ない

⇒フォーマットの活用
や事前練習の成果で円
滑に進めることができ
ている。



柔軟さが増す。

- ・対応を重ねて柔軟に対応している
 - ⇒基本は全ケース(同意・不同意)司法審査対応を想定
 - ⇒一時保護の同意を得ていて、同意の翻しの可能性が低い場合は、戸籍取得で留める場合もある。

振り返り：成果と課題

成果

- ✓ 動き出しを早くできたことで資料の準備や余裕を持ったスタートに繋がった。
- ✓ 小グループでの対応 ⇒ 小回りの利いた協議(集まる頻度、意見)
- ✓ 実際にやってみる ⇒ 動かないとわからないこともある。
- ✓ **職員全体の意識の変革(説明責任・権利擁護)**

課題

- ⚠ 対応が重なったときに、通常のケースワークを進めながら、司法審査の対応を進めなければいけない場面が想定される。
- ⚠ **記録の精度向上**
総括書面作成の負担軽減のため
- ⚠ **対応できる職員の確保・育成**
誰でもできるように(新人、異動者)
- ⚠ 説明の質の担保が求められる(根拠法令、わかりやすさ)

結論



＜変革したこと＞

説明責任、権利擁護への意識（根拠に基づいた説明、わかりやすく伝えること）

＜課題＞

今後のブラッシュアップと次へ継承していくこと

ご清聴ありがとうございました